手続きはお早めに

1002212

国民健康保険の加入や脱退について

就職や退職などによる国民健康保険(国保)の加入や脱退には、届け出が必要です。異動のあった日から14日以内に手続きを済ませてください。

届け出が必要なとき		手続きに必要なもの	
加入(※1)	他の市町村から転入	転出証明書	世帯主、対象者全員のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かるものと身分を証明するもの(身分を証明するものは、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど。これ以外のものは、事前に国保年金課へ確認)
	職場の健康保険を脱退、またはその扶養家族から外れた	社会保険離脱証明書	
	子どもが生まれた	母子健康手帳	
脱退	他の市町村に転出	国保の保険証など(※3)	
	職場の健康保険に加入、またはその扶養家族になった	国保の保険証など(※3)／加入した保険の保険証など(※3)	
	死亡	国保の保険証など(※3)	
その他	住所、世帯主、氏名などの変更	世帯全員の国保の保険証など(※3)	
	修学のため別に住所を定める(※2)	国保の保険証など(※3)／在学証明書	
	保険証などを紛失・破損	身分を証明するもの	

※1 届け出が遅れても、国保税は職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって納める必要があります

※2 修学のため市外に転出する学生で、転出先で学生生活を営むための費用を親元からの支援により賄う場合は、市の国保に加入することができる特例がありますので届け出てください。毎年4月に更新の手続きが必要で、学生でなくなった場合は速やかに届け出てください

※3 以下のいずれかをお持ちください
令和6年12月1日以前に発行された有効な保険証／「資格情報のお知らせ」／「資格確認書」

問合せ 国保年金課国保係☎内線3134

対象者はご確認ください

1001876

後期高齢者医療制度について

問合せ 国保年金課国保係☎内線3132

■ 保険料の仮徴収開始

4月から保険料の仮徴収を開始します。今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。

その他の人は、令和6年度の保険料を基に仮算定にて暫定保険料を算出し、4月と6月に納付していただきます。

本算定(8月)で、令和7年度の保険料額確定後に仮徴収額または暫定保険料額を差し引き、残りの額をその後の納期で納付していただきます。

■ 保険料の納付

保険料は納期限内に納めましょう。保険料を滞納すると、金額や滞納期間によっては、延滞金が加算されます。保険料は滞納したままにせず、早めにご相談ください。

■ 不審な電話や訪問にご注意ください

市役所や公的機関が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターにお問い合わせください。

■ 資格確認書(被保険者証)

資格確認書(被保険者証)の有効期限は7月31日(木)です。8月から有効の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を、7月中に郵送します。新たに75歳になる人は、誕生日の前月までに郵送します。

資格確認書は、医療機関に受診の際は必ず提示してください。

■ 任意記載事項

資格確認書には、限度額などの適用区分を併記する項目があります(任意記載事項)。任意記載事項は、主に一部負担金の①限度額区分②長期入院年月日③特定疾病区分など3項目です。併記が必要な人は、申請手続きを行ってください。

■ 高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、毎年8月から翌年7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。また、新たに支給対象になった場合は、申請の案内を通知します。